

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和6年6月28日
金曜日

第5249号

目次

条例

○富山県各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償支給条例の一部を改正する条例	1
○富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例	3
○富山県税条例の一部を改正する条例	4
○過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例	7
○富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	8
○富山県富山空港条例の一部を改正する条例	10
○富山県立都市公園条例及び富山県置県百年記念県民公園条例の一部を改正する条例	12
○富山県歯と口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例	21

~~~~~

## 条例

~~~~~

富山県各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償支給条例の一部を改正する条例、富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例、富山県税条例の一部を改正する条例、過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例、富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例、富山県富山空港条例の一部を改正する条例、富山県立都市公園条例及び富山県置県百年記念県民公園条例の一部を改正する条例及び富山県歯と口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年6月28日

富山県知事 新田八朗

富山県条例第47号

富山県各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償支給条例の一部を改正する条例

富山県各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償支給条例（昭和37年富山県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中

土地収用法第65条の規定による鑑定人	鑑定1回につき 11,000	実費額等 2,200 (宿泊を伴わない場合には 3,300)	11,100	10,000	—
土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第1条の7の5第3項第2号に規定する鑑定人	鑑定1回につき 11,000	実費額等 2,200 (宿泊を伴わない場合には 3,300)	11,100	10,000	—

を

土地収用法第65条の規定による鑑定人	鑑定に当たり必要とした特別の技能の程度又はこれに要した時間を考慮して収用委員会が知事と協議して定める額	実費額等 2,200 (宿泊を伴わない場合には 3,300)	11,100	10,000	—
土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第1条の7の5第3項第2号に規定する鑑定人	鑑定に当たり必要とした特別の技能の程度又はこれに要した時間を考慮して知事が定める額	実費額等 2,200 (宿泊を伴わない場合には 3,300)	11,100	10,000	—

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(人事課)

富山県条例第48号

富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例

富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例（昭和48年富山県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第37条第2項中「1,050円」を「1,620円」に改める。

第39条第2項第1号中「2,000円」を「2,160円」に改める。

附則第5項及び附則第9項中「840円」を「1,080円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第37条第2項、第39条第2項第1号、附則第5項及び附則第9項の規定は、令和6年1月1日から適用する。

(手当の内払)

2 職員が、この条例による改正前の富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例（次項において「改正前の条例」という。）第37条の規定に基づいて、令和6年1月1日以後の分として支給を受けた特殊現場作業手当は、改正後の条例第37条の規定による特殊現場作業手当の内払とみなす。

3 地方警察職員が、改正前の条例第39条の規定に基づいて、令和6年1月1日以後の分として支給を受けた警察職員業務手当は、改正後の条例第39条の規定による警察職員業務手当の内払とみなす。

(人事課)

富山県条例第49号

富山県税条例の一部を改正する条例

第1条 富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第3条の2第3項中「同条第14項」を「同条第16項」に改める。

附則第5条の2を附則第5条の2の2とし、附則第5条の次に次の1条を加える。

（事業税の納税義務者等の特例）

第5条の2 第52条第1項の規定の適用については、当分の間、同条第1項第1号イ中「1億円以下のもの」とあるのは「1億円以下のもの（前事業年度の事業税についてアに掲げる法人に該当したものであつて、払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として令附則第6条に規定する金額をいう。）が10億円を超えるものを除く。）」とする。

附則第6条の5第1項の表1の項中「船舶の使用者」を「船舶（令附則第10条の2の2第1項に規定するものを除く。以下この項の右欄において同じ。）の使用者」に改め、同表2の項中「附則第10条の2の2第1項」を「附則第10条の2の2第2項」に、「附則第10条の2の2第2項」を「附則第10条の2の2第3項」に改め、同表3の項中「附則第10条の2の2第3項」を「附則第10条の2の2第4項」に、「附則第10条の2の2第4項」を「附則第10条の2の2第5項」に改め、同表4の項中「附則第10条の2の2第5項」を「附則第10条の2の2第6項」に、「附則第10条の2の2第6項」を「附則第10条の2の2第7項」に改め、同表5の項中「附則第10条の2の2第7項」を「附則第10条の2の2第8項」に改める。

附則第16条第2項中「第4項まで若しくは第6項から第10項までの」を「第5項まで若しくは第7項から第11項までの」に改める。

第2条 富山県税条例の一部を次のように改正する。

第52条第1項第1号イ中「並びにこれらの法人」を「（以下イにおいて「所得等課税法人」という。）並びに所得等課税法人」に改め、「有しないもの」の次に「（所得等課税法人以外の法人のうち次に掲げる法人に該当するものを除く。）」を加え、同号イに次のように加える。

- (ア) 特定法人（払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として令第10条の2に規定する金額をいう。以下(ア)及び(イ)において同じ。）が50億円を超える法人（イに掲げる法人を除く。）及び保険業法に規定する相互会社（これに準ずるものとして令第10条の3に規定するものを含む。）をいう。以下(ア)及び(イ)において同じ。）との間に当該特定法人による完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の6に規定する完全支配関係をいう。以下この号において同じ。）がある法人のうち払込資本の額（地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の公布の日以後に当該法人と当該特定法人との間に完全支配関係（当該法人以外の特定法人による完全支配関係に限る。）がある場合その他令第10条の4第1項に規定する場合において、当該法人が剰余金の配当（払込資本の額のうち令第10条の5に規定する額の減少に伴うものに限る。以下(ア)及び(イ)において同じ。）又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額）が2億円を超えるもの
- (イ) 法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものが有するものとみなした場合において当該いずれか一のものと当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときの当該法人のうち払込資本の額（地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の公布の日以後に、特定親法人（当該事業年度において当該法人と他の法人との間に当該他の法人による完全支配関係がある場合における当該他の法人をいう。以下(イ)において同じ。）と当該法人との間に当該特定親法人による完全支配関係があり、かつ、当該法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものが有するものとみなした場合において当該いずれか一のものと当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときその他令第10条の4第2項に規定する場合に、当該法人が剰余金の配当又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額）が2億円を超えるもの

((ア)に掲げる法人を除く。)

附則第5条の2中「附則第6条」を「附則第5条の7」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中附則第5条の2を附則第5条の2の2とし、附則第5条の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の5第1項の改正規定並びに次条及び附則第4条の規定 令和7年4月1日

(2) 第2条及び附則第3条の規定 令和8年4月1日

(事業税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の富山県税条例（次項及び附則第4条において「新条例」という。）附則第5条の2の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この条及び附則第4条において「1号施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、1号施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 1号施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項において「最初事業年度」という。）の事業税（地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の公布の日（以下この項において「公布日」という。）を含む事業年度の前事業年度の事業税について第1条の規定による改正前の富山県税条例第52条第1項第1号アに掲げる法人に該当したものであって、公布日の前日の現況により資本金の額又は出資金の額が1億円以下であると判定され、かつ、公布日から最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了した各事業年度分の事業税について同号イに掲げる法人に該当したものの行う事業に対する事業税を除く。）に係る新条例附則第5条の2の規定の適用については、同条中「前事業年度」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の公布の日を含む事業年度の開始の日の前日から令和7年4月1日以後最初に開始する事業年度の開始の日の前日までの間に終了したいずれかの事業年度分」とする。

第3条 第2条の規定による改正後の富山県税条例第52条第1項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税

について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

第4条 新条例附則第6条の5第1項の規定は、1号施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、1号施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

(税務課)

富山県条例第50号

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例（昭和39年富山県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「平成29年9月29日」を「令和6年4月1日」に、「医薬品関連産業、電子デバイス関連産業、ものづくり産業、クリエイティブ産業、情報通信技術関連産業、食料品・飲料製造関連産業又は物流関連産業」を「医薬品関連分野、成長ものづくり分野、農林水産・地域商社分野、デジタル・情報通信関連分野、観光・スポーツ・文化・まちづくり分野、環境・エネルギー分野、クリエイティブ関連分野、食料品・飲料製造関連分野又は物流関連分野」に、「（食料品・飲料製造関連産業」を「（同条第1号に規定する農林漁業及びその関連業種」に改め、同条第1号及び第2号中「平成29年9月29日」を「令和6年4月1日」に改める。

第4条の2第1項各号列記以外の部分中「特定業務施設（同法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設をいう。次項において同じ）を「同法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設及び同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるもの（次項において「特定業務施設等」という）に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「特定業務施設」を「特定業務施設等」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の過疎地域等における県税の特別措置に関する条例（以下この項及び附則第3項において「改正後の条例」という。）第3条の規定は令和6年4月1日から、改正後の条例第4条の2の規定は令和6年4月19日から適用する。

(経過措置)

2 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第4条第6項の規定による同法第6条に規定する同意基本計画の同意の日が平成29年9月29日から令和6年3月31日までの間である場合におけるこの条例による改正前の過疎地域等における県税の特別措置に関する条例第3条の規定の適用については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第4条の2の規定は、令和6年4月19日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

(税務課)

富山県条例第51号

富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第71号）の一部を次のように改正する。

第47条第2項中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改める。

（富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定の要件を定める条例の一部改正）

第2条 富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定の要件を定める条例（平成18年富山県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号ウ中「20人」を「15人」に改め、同号エ中「30人」を「25人」に改める。

(富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年富山県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項の表中「30人」を「25人」に、「20人」を「15人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

2 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第1条の規定による改正後の富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

(富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定の要件を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

3 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第2条の規定による改正後の富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定の要件を定める条例第4条第1号の規定は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正前の富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定の要件を定める条例第4条第1号の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

(富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法

律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

4 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第3条の規定による改正後の富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条第3項の表の規定は、適用しない。この場合において、第3条の規定による改正前の富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条第3項の表の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

(こども家庭室)

富山県条例第52号

富山県富山空港条例の一部を改正する条例

富山県富山空港条例（昭和38年富山県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第21条を第25条とし、第20条を第24条とし、第19条の次に次の4条を加える。

（公共施設等運営権の設定等）

第20条 知事は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「民間資金法」という。）第16条の規定により、選定事業者（民間資金法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。）に空港の運営等（民間資金法第2条第6項に規定する運営等をいい、知事が別に定めるものを除く。以下同じ。）に係る公共施設等運営権（民間資金法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下「運営権」という。）を設定することができる。

- 2 空港の運営等に係る選定事業者の選定を受けようとする民間事業者は、規則で定めるところにより知事に申請しなければならない。
- 3 第1項の規定により運営権を設定することができる選定事業者の選定は、次に掲げる基準に適合すると知事が認めた場合に行うものとする。

- (1) 空港の運営等を実施することについて適正かつ確実な計画を有すること。
- (2) 空港の運営等を実施することについて十分な経理的基礎及び技術的能力を有すること。

4 第1項の規定による運営権を有する者（以下「運営権者」という。）が行う空港の運営等の基準は、次のとおりとする。

- (1) 法令（条例及び規則を含む。）を遵守すること。
- (2) 運営権者の役員及び従業員並びにこれらの者であった者は、空港の運営等の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が定める基準

5 運営権者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 空港の運営等であつて、着陸料等（空港法（昭和31年法律第80号）第13条第1項に規定する着陸料等をいう。）を自らの収入として收受するものに係る業務

- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が定める業務

6 前項の業務を行うため、この条例の規定（この条から第24条までの規定を除く。）の規定に基づく知事の権限は、運営権者が行うものとする。

（利用料金）

第21条 運営権に係る公共施設等運営事業（民間資金法第2条第6項に規定する公共施設等運営事業をいう。）を行う場合においては、当該公共施設等運営事業に係る施設の使用者は、当該施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を運営権者に支払わなければならない。

2 前項の場合において、利用料金に相当する使用料に係るこの条例の規定は、適用しない。

3 運営権者は、利用料金の一部又は全部を免除し、又は返還することができる。
（旅客取扱施設利用料）

第22条 運営権者は、航空旅客の取扱施設の利用に係る料金（以下「旅客取扱施設利用料」という。）を定めようとするときは、その上限を定め、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 運営権者は、前項の規定による承認を受けた旅客取扱施設利用料の上限の範囲

内で旅客取扱施設利用料を定め、規則で定めるところにより、あらかじめ知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 知事は、前項の規定による届出がされた旅客取扱施設利用料が特定の利用者に對し不当な差別的取扱いをするものであるときは、運営権者に対し、期限を定めてその旅客取扱施設利用料を変更すべきことを命ずることができる。

4 運営権者は、第2項の規定による届出をした旅客取扱施設利用料をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(運営権の移転の特例)

第23条 知事は、民間資金法第26条第2項の許可を行おうとする場合において、次に掲げる基準に適合するときは、同条第4項本文の議会の議決を要しないものとする。

(1) 運営権の移転を受ける者が、民間資金法第9条各号のいずれにも該当しないこと。

(2) 運営権の移転が実施方針（民間資金法第5条第1項に規定する実施方針をいう。）に照らして適切なものであること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(航空政策課)

富山県条例第53号

富山県立都市公園条例及び富山県置県百年記念県民公園条例の一部を
改正する条例

(富山県立都市公園条例の一部改正)

第1条 富山県立都市公園条例（昭和52年富山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

(占用の許可)

第2条の2 法第6条第1項の規定により都市公園を占用しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他第7条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、第7条第3項に定める書類を添付し、当該事項を記載した申請書を知事に提出してその許可を受けなければならぬ。ただし、その変更が、第8条各号に掲げる軽易な変更であるときは、この限りでない。
- 4 知事は、第1項又は前項の許可の申請に係る行為が都市公園の管理上支障を及ぼさないと認められる場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。
- 5 知事は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付すことができる。

第3条中「若しくは第3項の許可」の次に「（指定管理者が行った前条第1項又は第3項の許可を含む。）」を加え、「前条第1項」を「第2条第1項」に改める。

第5条の3を次のように改める。

（指定管理者が行う業務）

第5条の3 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、別表第1の左欄に掲げる都市公園ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる業務とする。

- 2 第2条、第2条の2及び第13条第1項の規定は、指定管理者に当該業務を行わせる場合において、準用する。この場合において、同条中「知事」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

第5条の4中「別表第1」を「別表第1の2」に改める。

第10条の2第1項中「第6条第1項」を「指定管理者から第2条第1項若しくは第3項の許可若しくは第2条の2第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は第6条第1項」に改め、「有料公園施設の利用の承認」を「許可又は承認」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 利用料金を徴収する場合は、第9条の使用料を徴収しない。

第12条の2第1号中「有料公園施設の利用の承認」を「許可又は承認」に改める。

第13条第1項各号列記以外の部分中「許可」の次に「（第2条の2第1項又は第3項の許可を除く。）」を加える。

第15条各号列記以外の部分中「知事」の次に「（指定管理者による第2条の2第1項又は第3項の許可に係る届出にあつては、指定管理者）」を加える。

第20条第1項第1号中「第3項（）」の次に「第5条の3第2項又は」を加え、同項第3号中「第2項（）」の次に「第5条の3第2項又は」を加え、「知事の」を削る。

別表第1を別表第1の2とし、同表の前に次の1表を加える。

別表第1（第5条の3関係）

都市公園名	業務
富山県総合運動公園	(1) 都市公園の維持管理に関する業務 (2) 第6条第1項の規定による利用の承認に関する業務 (3) 第10条の2第1項に規定する利用料金の徴収に関する業務 (4) その他都市公園の管理に関して知事が必要と認める業務
県庁前公園	(1) 都市公園の維持管理に関する業務 (2) 第6条第1項の規定による利用の承認に関する業務 (3) 第10条の2第1項に規定する利用料金の徴収に関する業務 (4) その他都市公園の管理に関して知事が必要と認める業務
富山県五福公園	(1) 都市公園の維持管理に関する業務 (2) 第6条第1項の規定による利用の承認に関する業務 (3) 第10条の2第1項に規定する利用料金の徴収に関する業務 (4) その他都市公園の管理に関して知事が必要と認める業務
富山県岩瀬スポーツ公園	(1) 都市公園の維持管理に関する業務

	(2) 第6条第1項の規定による利用の承認に関する業務 (3) 第10条の2第1項に規定する利用料金の徴収に関する業務 (4) その他都市公園の管理に関して知事が必要と認める業務
富山県常願寺川公園	(1) 都市公園の維持管理に関する業務 (2) 第6条第1項の規定による利用の承認に関する業務 (3) 第10条の2第1項に規定する利用料金の徴収に関する業務 (4) その他都市公園の管理に関して知事が必要と認める業務
富山県空港スポーツ緑地	(1) 都市公園の維持管理に関する業務 (2) 第6条第1項の規定による利用の承認に関する業務 (3) 第10条の2第1項に規定する利用料金の徴収に関する業務 (4) その他都市公園の管理に関して知事が必要と認める業務
富山県富岩運河環水公園	(1) 都市公園の維持管理に関する業務 (2) 第2条(同条第1項第6号を除く。)の規定による行為の許可に関する業務 (3) 第2条の2の規定による占用の許可に関する業務(法第7条第1項第6号の仮設工作物に対する定型的な許可に係るものに限る。) (4) 第6条第1項の規定による利用の承認に関する業務 (5) 第10条の2第1項に規定する利用料金の徴収に関する業務 (6) 第13条第1項の規定による処分に関する業務 (7) その他都市公園の管理に関して知事が必要と認める業務

別表第4の2の表を別表第4の4の表とし、別表第4の1の表を別表第4の3の表とし、同表の前に次の2表を加える。

1 第2条第1項（同項第6号を除く。）又は第3項の規定による行為の許可に関する利用料金

区分	単位	金額
競技会、集会、展示会その他これらに類する催し	1平方メートル につき1日	20円

備考 利用料金の額の算出基礎とする単位については、単位に満たない場合又は単位未満の端数がある場合は、当該単位まで切り上げる。

2 第2条の2第1項又は第3項の規定による占用の許可に関する利用料金

区分	単位	金額
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	1平方メートル につき1日	36円（占用の期間が1月に満たない場合は39円60銭）

備考 利用料金の額の算出基礎とする単位については、単位に満たない場合又は単位未満の端数がある場合は、当該単位まで切り上げる。

（富山県置県百年記念県民公園条例の一部改正）

第2条 富山県置県百年記念県民公園条例（昭和58年富山県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

（占用の許可）

第7条の2 法第6条第1項の規定により都市公園を占用しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他第12条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、第12条第3項に定める書類を添付し、当該事項を

記載した申請書を知事に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、第13条各号に掲げる軽易な変更であるときは、この限りでない。

4 知事は、第1項又は前項の許可の申請に係る行為が都市公園の管理上支障を及ぼさないと認められる場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。

5 知事は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができます。

第8条中「若しくは第3項の許可」の次に「（指定管理者が行った前条第1項又は第3項の許可を含む。）」を加え、「前条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第10条の3を次のように改める。

（指定管理者が行う業務）

第10条の3 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、別表第1の2の左欄に掲げる都市公園ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる業務とする。

2 第7条、第7条の2及び第18条第1項の規定は、指定管理者に当該業務を行わせる場合において、準用する。この場合において、同条中「知事」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

第15条の2第1項中「第11条第1項」を「指定管理者から第7条第1項若しくは第3項の許可若しくは第7条の2第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は第11条第1項」に改め、「及び第17条の3」を削り、「有料公園施設の利用の承認」を「許可又は承認」に改め、同条に次の1項を加える。

4 利用料金を徴収する場合は、第14条の使用料を徴収しない。

第17条の2第1号中「有料公園施設の利用の承認」を「許可又は承認」に改める。

第17条の3各号列記以外の部分中「有料公園施設の利用の承認」を「第11条第1項の承認」に改め、同条第2号中「利用の承認」を「第11条第1項の承認」に改める。

第18条第1項各号列記以外の部分中「許可」の次に「（第7条の2第1項又は第3項の許可を除く。）」を加える。

第20条各号列記以外の部分中「知事」の次に「（指定管理者による第7条の2

第1項又は第3項の許可に係る届出にあつては、指定管理者)」を加える。

第22条第1項第1号中「第3項(」の次に「第10条の3第2項又は」を加え、同項第3号中「第2項(」の次に「第10条の3第2項又は」を加え、「知事の」を削る。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第1の2 (第10条の3関係)

都市公園名	業務
県民公園新港の森	(1) 都市公園の維持管理に関する業務 (2) 第11条第1項の規定による利用の承認に関する業務 (3) 第15条の2第1項に規定する利用料金の徴収に関する業務 (4) その他都市公園の管理に関して知事が必要と認める業務
県民公園太閤山ランド	(1) 都市公園の維持管理に関する業務 (2) 第7条の規定による行為の許可に関する業務 (3) 第7条の2の規定による占用の許可に関する業務（法第7条第1項第6号の仮設工作物に対する定型的な許可に係るものに限る。） (4) 第11条第1項の規定による利用の承認に関する業務 (5) 第15条の2第1項に規定する利用料金の徴収に関する業務 (6) 第18条第1項の規定による処分に関する業務 (7) その他都市公園の管理に関して知事が必要と認める業務

別表第2中県民公園太閤山ランドの項を次のように改める。

県民公園太閤山ランド	太閤山ランドプール広場 太閤山ランドファミリースポーツプラザ
------------	-----------------------------------

太閤山ランドふるさとパレス
太閤山ランドテニスコート
太閤山ランドスポーツ広場
太閤山ランド野外劇場
太閤山ランドいきいき広場
太閤山ランド駐車場

別表第3中

太閤山ランドトリムコース	4月1日から11月30日までの日（太閤山ランドプール広場の供用日以外の火曜日及び休日の翌日を除く。）	午前9時から午後5時まで（太閤山ランプール広場の供用日にあつては、午前9時から午後6時まで）
太閤山ランドスカイプロムナード		
太閤山ランドファミリースポーツップラザ	1月4日から12月28日までの日（太閤山ランドプール広場の供用日以外の火曜日及び休日の翌日を除く。）	
太閤山ランドふるさとパレス		
太閤山ランドテニスコート		

を

太閤山ランドファミリースポーツップラザ	1月4日から12月28日までの日（太閤山ランドプール広場の供用日以外の火曜日及び休日の翌日を除く。）	午前9時から午後5時まで（太閤山ランプール広場の供用日にあつては、午前9時から午後6時まで）
太閤山ランドふるさとパレス		
太閤山ランドテニスコート		

に改める。

別表第5の2中「附属設備利用料金」を「有料公園施設の附属設備利用料金」に改め、同表の2を同表の4とし、同表の1中「施設利用料金」を「有料公園施

設の施設利用料金」に改め、同表の1の表中

太閤山ラン ドトリムコ ース	個人	一般、学生及び高等学校の 生徒	1人につ き1回	400円
		中学校の生徒及び児童		130円
	団体	一般、学生及び高等学校の 生徒		330円
		中学校の生徒及び児童		100円
太閤山ラン ドスカイプ ロムナード	一般、学生及び高等学校の生徒		1人につ き1回	400円
	中学校の生徒及び児童			130円

を削り、同表の1を同表の3の表とし、同表の3の前に次のように加える。

1 第7条第1項又は第3項の規定による行為の許可に関する利用料金

区分	単位	金額
競技会、集会、展示会その他これらに類する催 し	1平方メートル につき1日	20円

備考 利用料金の額の算出基礎とする単位については、単位に満たない場合
又は単位未満の端数がある場合は、当該単位まで切り上げる。

2 第7条の2第1項又は第3項の規定による占用の許可に関する利用料金

区分	単位	金額
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに 類する催しのため設けられる仮設工作物	1平方メートル につき1日	36円（占用の 期間が1月に 満たない場合 にあつては、 39円60銭）

備考 利用料金の額の算出基礎とする単位については、単位に満たない場合
又は単位未満の端数がある場合は、当該単位まで切り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条中別表第2及び別表第3の改正規定並びに別表第5の改正規定（別表第5の2を別表第5の4とし、別表第5の1を別表第5の3とし、別表第5の3の前に別表第5の1及び別表第5の2を加える部分を除く。）は、公布の日から施行する。

（富山県立都市公園条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例による改正後の富山県立都市公園条例第5条の3第2項において準用する第2条、第2条の2及び第13条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請について適用し、同日前に行われた申請については、なお従前の例による。

（富山県置県百年記念県民公園条例の一部改正に伴う経過措置）

3 この条例による改正後の富山県置県百年記念県民公園条例第10条の3第2項において準用する第7条、第7条の2及び第18条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請について適用し、同日前に行われた申請については、なお従前の例による。

（都市計画課）

富山県条例第54号

富山県歯と口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例

富山県歯と口腔の健康づくり推進条例（平成25年富山県条例第46号）の一部を次のように改正する。

前文中「健康は」の次に「、全身の健康の保持増進と密接な関連があることから」を加え、「介護を必要とする高齢者など歯科検診等」を「障害児、介護を必要とする者など歯科保健医療サービス」に改める。

第1条中「歯科医師等」の次に「、社会福祉関係者」を加え、「定めることにより」を「定め」に改め、「推進すること」の次に「により、もって県民の健康の保持増進及び健康寿命の延伸に寄与すること」を加える。

第2条第1号中「歯科疾患」の前に「むし歯、歯周病、口腔がん等の」を加える。

第3条第2項中「、教育関係者等」の前に「、社会福祉関係者（社会福祉に関する職務に従事する者をいう。以下同じ。）」を加える。

第5条第2項中「食習慣」を「生活習慣」に改める。

第6条に次の1項を加える。

2 歯科医師等は、歯科検診その他の機会を通じて、虐待その他の歯と口腔の健康づくりを阻害する恐れのある要因の早期発見に努めるものとする。

第14条を第17条とし、第11条から第13条まで3条ずつ繰下げる。

第10条第1号中「県民が」の次に「、生涯にわたり」を加え、同条第2号中「歯」の前に「歯と口腔の健康は全身の健康と密接な関連があること及び」を加え、同条第7号中「口腔機能」の次に「及び摂食嚥下機能」を加え、同条中第12号を第14号とし、第11号を第13号とし、第10号を第12号とし、同条第9号中「、介護を必要とする高齢者」を「や障害児、介護を必要とする者」に改め、同号を同条第11号とし、同条中第8号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) スポーツ等によって生じる歯・口腔・顎等の外傷及び障害等の防止及びこれらの軽減のための安全対策に関すること。

第10条第7号の次に次の1号を加え、同条を第11条とする。

(8) 8020運動（80歳になっても自分の歯を20本以上保つための取組をいう。）、オーラルフレイル対策（心身の機能の低下につながる口腔機能の虚弱な状態を早期に把握し、及び回復させ、並びに当該状態となることを未然に防ぐための取組をいう。）その他乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期に応じた歯と口腔の健康づくりに関すること。

第11条の次に次の2条を加える。

（歯と口腔の健康づくり週間）

第12条 県は、歯と口腔の健康が生涯にわたる健康の保持及び増進に欠くことのできないものであることについての県民の関心及び理解を深め、歯と口腔の健康づくりに向けた主体的な取組を行う意欲を高めるため、歯と口腔の健康づくり週間を設ける。

2 歯と口腔の健康づくり週間は、11月8日を含む一週間とする。

3 県は、歯と口腔の健康づくり週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（実施状況の公表）

第13条 知事は、毎年、歯と口腔の健康づくりに関する施策の実施状況を公表する

ものとする。

第9条中「歯科医師等」の次に「、社会福祉関係者」を加え、同条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(社会福祉関係者の役割)

第7条 社会福祉関係者は、介護、介助等の機会を通じて、障害者や障害児、高齢者等の歯と口腔^{こうくう}の健康状態及び摂食嚥下機能等の口腔^{こうくう}機能に注意し、歯科医師等と連携して当該障害者や障害児、高齢者等の歯と口腔^{こうくう}の健康づくりに努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(議・調査課)

24 令和6年6月28日

富山県報

第5249号

令和6年6月28日印刷発行

発行 富山県

富山県富山市新総曲輪1番7号
電話富山 076-444-3153番
